

## 5 青森県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会設置要綱第14条の規定に基づき、評価調査者養成研修等のカリキュラム及び実施方法等を定めることにより、評価調査者の養成とその資質の向上を図ることを目的とする。

### (研修の種類)

第2条 この要綱は、福祉サービス第三者評価事業（以下「評価事業」という。）に関わる評価調査者の研修のうち、評価調査者養成研修（以下「養成研修」という。）、評価調査者継続研修（以下「継続研修」という。）、社会的養護関係施設評価調査者養成研修（以下「社会的養護関係施設評価調査者養成研修」という。）及び社会的養護関係施設評価調査者継続研修（以下「社会的養護関係施設評価調査者継続研修」という。）の4種類について定める。

### (研修の位置づけ)

第3条 評価事業に関わる評価調査者は、全国組織又は他都道府県推進組織が実施する同様の研修を修了した場合でも、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）推進委員会が実施する研修を修了しなければならない。

2 全国組織又は他都道府県推進組織が実施する同様の研修について、推進委員会委員長が認めたものについては、推進委員会が実施する研修とみなすことができる。

### (養成研修)

第4条 推進委員会は、評価事業の評価業務に従事しようとする者を対象に、評価業務の実施に必要な知識や手法等を習得させるために養成研修を行う。

2 養成研修は、評価業務に関する総合的な知識及び手法等を習得させるために行う研修であって、別表1のカリキュラムに基づいて実施する。

### (養成研修の受講者)

第5条 推進委員会は、次に掲げる各号の中から、養成研修の受講者を決定する。

- ① 福祉、医療、保健に関する有資格者で倫理綱領を有する職能団体に属している者
- ② 学識経験者で福祉、医療、保健に関する業務を5年以上経験している者
- ③ 社会福祉法人に所属し、管理業務を5年以上経験している者
- ④ 社会福祉法人に所属し、福祉に関する経営相談等の業務に5年以上携わった者
- ⑤ その他、医療、宗教法人等に所属する者で、福祉サービス第三者評価基準等

委員会委員長がこれと同等の能力を有していると認めた者

(継続研修)

第6条 推進委員会は、養成研修修了者に対して、評価業務の継続的实施のために必要な知識等の付与及び資質の向上を図ることを目的に、定期的に継続研修を実施する。

2 継続研修は、別表2のカリキュラムに基づいて実施する。

(継続研修の受講者)

第7条 継続研修の受講者は、推進委員会が行う養成研修を修了した者で、推進委員会が作成する名簿に登録した者とする。

(社会的養護関係施設評価調査者養成研修)

第8条 推進委員会は、社会的養護関係施設の評価業務に従事しようとする者を対象に、評価業務の実施に必要な知識や手法等を習得させるために社会的養護関係施設評価調査者養成研修を行う。

2 社会的養護関係施設評価調査者養成研修は、別表3のカリキュラムに基づいて実施する。

(社会的養護関係施設評価調査者養成研修の受講者)

第9条 推進委員会は、次に掲げる各号の中から、社会的養護関係施設評価調査者養成研修の受講者を決定する。

- ① 推進委員会が実施する評価調査者養成研修を修了した者で、かつ推進委員会が作成する名簿に登録された者
- ② その他、推進委員会委員長が認めた者

(社会的養護関係施設評価調査者継続研修)

第10条 推進委員会は、社会的養護関係施設評価調査者養成研修修了者に対して、評価業務の継続的实施のために必要な知識等の付与及び資質の向上を図ることを目的に、定期的に継続研修を実施する。

2 社会的養護関係施設評価調査者継続研修は、別表4のカリキュラムに基づいて実施する。

(社会的養護関係施設評価調査者継続研修の受講者)

第11条 社会的養護関係施設評価調査者継続研修の受講者は、推進委員会が行う社会的養護関係施設評価調査者養成研修を修了した者で、推進委員会が作成する名簿に登録した者とする。

(研修受講手続き)

第12条 推進委員会は、研修を開催する場合は、県のホームページ等により研修日程及び研修内容、参加費等を記載した研修案内を公開する。

2 養成研修の受講を希望する者は、受講申込書(様式第10号)に必要事項を記入のうえ、必要な書類を添えて、推進委員会に受講申込みを行うものとする。

3 推進委員会は、受講申込者の審査を行った上で、受講の承認又は不承認の決定を行い、その旨を受講申込者に通知する。

(研修の実施)

第13条 研修は、原則として、全国社会福祉協議会が実施する評価調査者研修及び評価調査者指導者研修を修了した者、又は推進委員会が指名した者を講師として実施する。

2 研修は、主に講義形式により行うが、必要に応じてカンファレンス形式の演習及び事業所での実習により実施する。

3 研修は、必要に応じて動画配信形式及びオンライン形式により実施する。

4 受講者は、推進委員会が別に定めるところにより、研修に係る参加費を負担する。

(研修の修了者)

第14条 研修の修了者とは、一回の研修で定められたカリキュラムのすべてを履修した者をいう。

2 下記(1)～(4)に示す事由により研修の一部を受講できなかった受講者については、その者の受講状況を踏まえ、修了者とする場合がある。

(1) 災害等により交通手段が途絶した者

(2) 傷病等により受講が困難な者

(3) 親族の喪に服する必要がある者

(4) その他、推進委員会委員長が配慮することが適当であると認めた者

(修了者証の交付等)

第15条 推進委員会は、評価調査者養成研修等修了者に、修了を証する書類(様式第11号)を交付する。

(研修の効果)

第16条 推進委員会が作成する評価調査者名簿に登録された者は、評価調査者として評価業務を行うことができる。

2 養成研修修了者が、評価調査者研修修了者証が交付された日が属する年度から3年を超えて継続研修を受講しない場合は、養成研修修了者としての資格を失う。

3 社会的養護関係施設評価調査者養成研修修了者で、かつ評価調査者である者のみ、

社会的養護関係施設の評価業務を行うことができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、評価調査者研修に関して必要な事項は、推進委員会委員長が別に定める。

別表 1

評価調査者養成研修カリキュラム

区分	研修科目	形態	時間数	目的	内容
基礎的研修課程 I	1 第三者評価の理念と基本的な考え方	講義	1 時間	第三者評価事業の理念や基本的な考え方を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者評価事業について、その必要性や行政による指導監査との違い等について講義するとともに、あわせて福祉制度の動向等について解説を行う。</li> <li>・また、医療機能評価や、ISO 等、関連分野における評価制度の動向並びにその考え方に関する講義を行う。</li> </ul>
	2 第三者評価の全体像	講義	1.5 時間	第三者評価事業の動向や「評価調査者養成研修」の位置付け等を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者評価事業の目的や制度の概要に関する講義を行うとともに、本研修の位置付け並びに評価調査者養成研修の位置付け等について解説を行う。</li> </ul>
	3 評価調査者の役割と倫理	講義	1 時間	評価調査者として守るべき倫理や、訪問調査時の留意点を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者評価事業における評価調査者の役割について講義するとともに、評価調査者として守るべき倫理や、求められる調査時の姿勢等に関する講義を行う。</li> </ul>
基礎的研修課程 II	4 第三者評価基準の理解と判断のポイント	講義	6 時間	第三者評価基準の考え方を理解するとともに実際の第三者評価方法を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービス第三者評価基準（共通評価並びにサービス内容評価）の各項目について、その考え方や基準策定の意図等に関する講義を行う。</li> <li>・また、実際の第三者評価における判断ポイントについても講義により習得する。</li> </ul>
	5 利用者調査の方法等について	講義	2 時間	第三者評価における利用者調査の位置付けを正しく理解するとともに、その方法を学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者評価における利用者調査の位置づけや意義、その結果の取扱い、さらには実際の利用者調査の方法等について講義を行う。</li> </ul>

演習	6 書面 (事前) 審査の着 眼点	講義 及び 演習	3 時間	書面(事前)審査の目的や具体的な方法を理解・習得する。	・書面(事前)審査の必要性・目的、ねらいについて解説を行うとともに、実際の方法についてグループごとに「事例研究」を実施する。
	7 訪問 調査の着 眼点	演習	4 時間	訪問調査における各第三者評価基準の評価判定方法、その着眼点を理解する。	・訪問調査における第三者評価基準の評価判定方法、着眼点についてグループにより課題演習、事例検討を行う。
実習	8 演習 I	実習	7 時間	実際に施設(事業所)を訪問、調査を行うことにより具体的な第三者評価の方法・技術を習得する。	・「協力施設(事業所)」を訪問、実際に調査を行うことにより、インタビュー技術等について実習を行うとともに、訪問調査時の留意事項を学ぶ。
	9 演習 II	実習	3 時間	実習 I の内容を受けて、第三者評価結果の取りまとめについて具体的な手法を習得する。	・訪問調査の結果に基づいて評価調査者間での合議を行い、最終的な第三者評価結果を取りまとめるとともに、報告書の作成について実習により実際の技術を学ぶ。
総括	10 ま とめ	全体 会	2 時間	実習の成果に基づいた評価調査者として求められる技術や態度等について改めて理解を深める。	・各分科会にて取りまとめた実習の成果を発表し、講師が講評を行う。 ・特に、取りまとめ等に対する問題点や課題、書面調査・訪問調査を実施する上での留意事項をあらためて整理する。

別表 2

評価調査者継続研修カリキュラム

研修科目	形態	時間数	目的	内容
1 第三者 評価の実施 状況と課題	講義	1 時間	青森県内における第三者評価事業の実施状況や課題、その対応について理解するとともに、福祉制度の動向等について理解を深める。	・都道府県内における第三者評価事業の実施状況や事業推進上の課題並びにその対応について講義を行う。 ・あわせて、福祉制度の動向について解説を行う。
2 演習	演習	5 時間	実際の評価調査者としての取り組みを振り返り、他の事例を踏まえながらより良い第三者評価活動を行うための技術や、視点を習得する。	・他の第三者評価事例や、事業所における先進的な取り組みについて、グループワークを行う。

3 講評・まとめ	全体会	1 時間	演習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等について、改めて理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各グループにて取りまとめた演習の成果を発表し、講師からの講評を行う。</li> <li>・特に、書面調査・訪問調査を実施する上での留意事項や評価調査者としての姿勢を改めて振り返る。</li> </ul>
----------	-----	------	--	---

別表 3

社会的養護関係施設評価調査者養成研修カリキュラム

時間数 (概ね)	形態	研修課目	主な内容
1 時間	講義	社会的養護関係施設の第三者評価	社会的養護関係の第三者評価の概要について理解する。
1 時間	講義	社会的養護関係施設に関わる施策の動向	施設運営方針や第三者評価に係る施策の動向を把握する。
45 分	講義	乳児院の現状と第三者評価	乳児院の果たす役割、現状や課題、第三者評価を理解する。
45 分	講義	児童養護施設の現状と第三者評価	児童養護施設の果たす役割、現状や課題、第三者評価を理解する。
45 分	講義	母子生活支援施設の現状と第三者評価	母子生活支援施設の果たす役割、現状や課題、第三者評価を理解する。
45 分	講義	情緒障害児短期治療施設の現状と第三者評価	情緒障害児短期治療施設の果たす役割、現状や課題、第三者評価を理解する。
45 分	講義	児童自立支援施設の現状と第三者評価	児童自立支援施設の果たす役割、現状や課題、第三者評価を理解する。
1 時間	講義・演習	社会的養護関係施設の評価の実際①（流れ、書面調査）	評価の流れや書面調査等の実際を理解する。
1 時間	講義・演習	社会的養護関係施設の評価の実際②（利用者調査）	利用者調査の実際を理解する。
1 時間	講義・演習	社会的養護関係施設の評価の実際③（訪問調査 1）	訪問調査の目的や留意点等を理解する。
1 時間	講義・演習	社会的養護関係施設の評価の実際④（訪問調査 2）	訪問調査の実際について演習を通して理解する。
1 時間	講義・演習	社会的養護関係施設の評価の実際⑤（合議、報告書の作成）	報告書作成の視点や留意点について演習を通して理解する。
1 時間	講義・演習	社会的養護関係施設の第三者評価	社会的養護関係の第三者評価の理解のまとめ

別表 4

## 社会的養護関係施設評価調査者継続研修カリキュラム

時間数 (概ね)	形態	研修課目	主な内容
1 時間	講義	社会的養護関係施設に関わる施策の動向と第三者評価	施設運営方針や第三者評価に係る施策の動向を把握する。
5 時間	講義・ 演習	社会的養護関係施設の評価手法（書面調査、利用者調査、訪問調査、合議、報告書の作成）	標準的な評価手法等を理解する。
1 時間	講義・ 演習	社会的養護関係施設の第三者評価	社会的養護関係の第三者評価の理解のまとめ

## 附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 1 1 月 9 日から施行する。